

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年十月三十日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一七―〇―一三四

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表内閣府の部内部部局の項中「局長 総括審議官」を「局長」に改め、「少子化・青少年対策審議官」を削り、同部子ども・子育て本部の項中「児童手当管理室長」を「児童手当管理室長 企業主導型保育事業等担当室長」に改める。

別表金融庁の部内部部局の項中「資産形成支援室長」を「資産形成支援室長 資産運用高度化室長」に改める。

別表消費者庁の部内部部局の項中「専門職（人事に関する事務を担当する者に限る。）」を「予算係長

庁舎係長 庶務係長」に改める。

別表総務省の部内部部局の項中「情報流通振興課」を削り、「情報流通高度化推進室長」を「情報流通高度化推進室長 デジタル企業行動室長」に改める。

別表外務省の部内部部局の項中「及び経済安全保障課に所属する者」を削り、「新安全保障課題政策室長」を「経済安全保障政策室長」に、「官民連携推進室長」を「官民連携推進室長 資源安全保障室長」に改め、「国際経済紛争処理室長」を削る。

別表財務省の部内部部局の項中「外国為替室長」を「外国為替室長 投資企画審査室長」に改め、同部財務支局の項中「金融調整官」を「金融調整官 国有財産調整官」に改める。

別表国税庁の部内部部局の項中「酒税企画官」を「輸出促進室長」に改め、同部国税局の項中「統括国税調査官」を「統括国税調査官 情報企画分析官」に改める。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「政策立案総括審議官」を「危機管理・医務技術総括審議官 政策立案総括審議官」に改め、「政策評価官」及び「並びに技能実習業務指導室長及び政策立案支援室長」を削り、「国際企画・戦略官」を「国際企画・戦略官 医療イノベーション推進室長」に改め、「医療イノベーション

「ヨン企画官」を削り、「社会保障財政企画官」を「社会保障財政企画官 政策立案・評価推進官」に改める。
別表国土交通省の部内部部局の項中「建設流通政策審議官」を「土地政策審議官」に、「公文書監理・情報公開室長」を「公文書監理・情報公開室長」を「公文書監理・情報公開室長 地方企画調整官」に改め、「地方企画調整官」を削る。

別表備考第一項中「令和二年五月三十一日」を「令和二年八月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。